

岡崎市木造住宅耐震改修工事費補助事業

耐震改修費補助金申請マニュアル (募集再開)

令和7年度

岡崎市住環境政策課

目次

0	昨年度からの変更点について	P. 3
1	木造住宅耐震改修工事助成の流れ 木造住宅耐震改修工事助成の流れ	P. 4
2	補助対象住宅、補助申請者、補助制度の種類、補助対象となる工事費 (1) 補助対象住宅 (2) 補助申請者 (3) 補助制度の種類 (4) 補助対象となる工事費	P. 5 P. 6 P. 7 P. 8
3	事前相談 (1) 事前相談に要する書類 (2) 事前相談時における確認事項	P. 10 P. 10
4	交付申請 (1) 必要書類 (2) 申請書作成上の注意	P. 11 P. 12
5	着手届 (1) 必要書類	P. 13
6	中間検査 (1) 中間検査について	P. 14
7	変更 (1) 変更申請について (2) 必要書類	P. 15 P. 15
8	中止 (1) 工事の中止について (2) 必要書類	P. 16 P. 16
9	完了実績報告書 必要書類	P. 17

10

補助金の請求

- (1) 必要書類 P. 19
- (2) 補助金の請求の注意事項 P. 19

11

補強計画の考え方

- (1) 補強後の耐震性の決定 P. 20
- (2) 申請時の注意事項 P. 21
- (3) よくある質問 P. 24

12

写真の撮り方

- (1) 写真の撮り方 P. 25
- (2) 写真の整理 P. 25
- (3) 写真の撮り方の例 P. 26

昨年度からの変更点

様式について

- 様式が変更されましたのでホームページから新しい様式をダウンロードし使用してください。

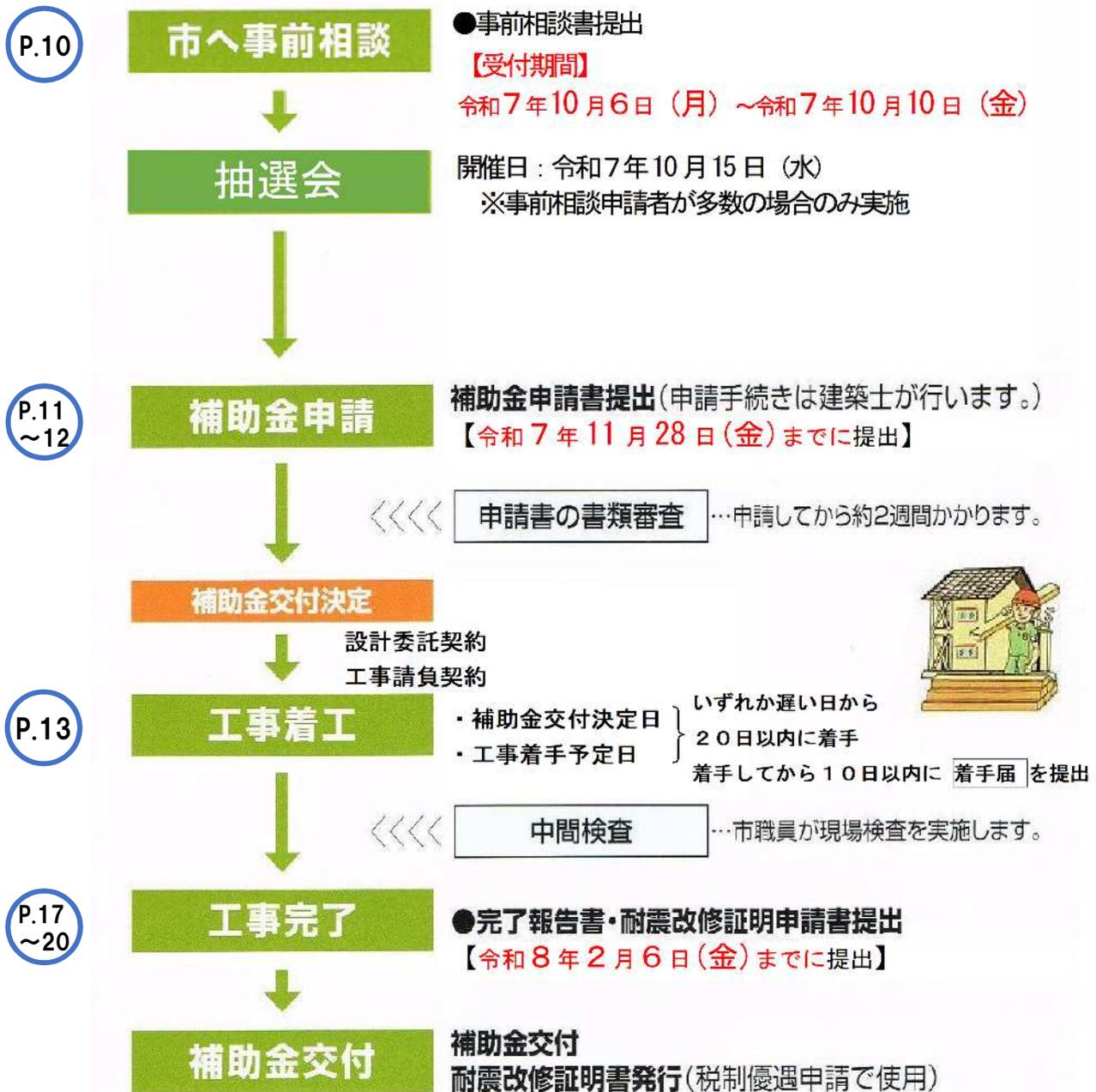
提出書類について

- 交付申請時に使用する認定工法を記載する様式の提出が必要となります。様式はホームページからダウンロードしてください。
- 完了報告時に提出する施工写真は各施工方法につき1セット（施工前、施工中、施工後）撮影してください。併せて撮影した施工箇所や撮影箇所と同一施工方法の箇所がわかるもの（平面図に撮影箇所等を記載したもの等）を提出してください。

補助金額について

- 省エネ改修工事の補助金額や補助割合が変更されます。詳しくはP. 9をご覧ください。

1 木造住宅耐震改修工事 追加助成の流れ



2 補助対象住宅、補助申請者、補助対象工事、補助金対象工事費

(1) 補助対象住宅

- 岡崎市の行った診断の結果、判定値が1.0 未満である木造住宅【段階的改修は、0.4 未満】、または愛知県建築住宅センターでの診断で、得点が80 点未満の木造住宅【段階的改修は、40点未満】
- 昭和56年5月以前に着手され、かつ、岡崎市内に所在する階数が2階建て以下のもの（プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外）
- 建築基準法の規定に著しく違反していないもの。（例：接道がない等）
- 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満のもの
- 当該住宅、及びその敷地において、過去に耐震改修工事、省エネ改修工事、耐震シェルター等又は住宅除却費補助金について補助金の交付を受けていないもの。ただし、段階的改修において二段目耐震改修工事について補助金の交付を受けようとする場合は、この限りではない。
- 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの。

(2) 補助申請者

●申請者について

下記の全てに該当する方

- ・次に掲げるいずれかに該当すること

ア.住宅の所有者であること

共有または区分所有により住宅の所有者が複数名いる場合は、そのうちの一人が申請してください。また、下記〔共有の場合〕に記載された書類について、追加で提出が必要となります。

イ.事業を行おうとする住宅に居住する者で当該住宅を所有する者の同意を得られた方

ウ.事業を行おうとする建築物を所有する者又は当該建築物を所有する者の同意を得られた方

- ・市税を滞納していない方

- ・岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

〔共有の場合〕

申請者が耐震改修工事を実施し、岡崎市の補助金の交付を受けることに関する共有者の同意を、申請者の責任において得たことを証する書面(書面の書き方についてはご相談ください。)

●所有者が亡くなっている場合について

所有者が亡くなっている場合については、以下の者が申請者となります。状況に応じて必要書類が変わるため、詳しくはご相談ください。

- ・遺産分割協議書等、書面にて相続人が明らかな場合は、その相続人

上記の場合、その書面の写しの提出が必要となります。

- ・遺産分割協議書等が無く、相続人が明らかでない場合は、法定相続人

法定相続人が複数人の場合は、申請者が耐震改修工事を実施し、岡崎市の補助金の交付を受けることに関する法定相続人の同意を、申請者の責任において得たことを証する書面(書面の書き方についてはご相談ください。)の提出が必要です。

(3) 補助制度の種類

①一般改修

岡崎市の無料耐震診断を受けた結果、判定値が1.0未満の住宅を、判定値が1.0以上（岡崎市等の診断または補強前の判定値から0.3以上加算）となる補強計画に基づく補強工事、または愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断の結果が80点未満の住宅を、判定値が1.0以上となる補強計画に基づく補強工事の補助

②耐震省エネ改修

上記の一般改修を行うと共に、省エネ性能を規定以上にするために行なう工事の補助
※補助対象条件等詳しくは岡崎市住宅・建築物耐震化事業費補助金交付要綱等を参照

③段階的改修

●段階的改修（一段階目）

岡崎市の無料耐震診断を受けた結果、判定値が0.4未満の住宅を、判定値が0.7以上（岡崎市等の診断または補強前の判定値から0.3以上加算）となる補強計画に基づく補強工事、または愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断の結果が40点未満の住宅について、判定値が0.7以上1.0未満となる補強計画に基づく補強工事の補助



●段階的改修（二段階目）

岡崎市の段階的改修（一段階目）の耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けた住宅について、判定値が1.0以上となる補強工事の補助

補強計画とは？

- 愛知県 「改訂(第4版) 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」によるもの
- (一財)日本建築防災協会
「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるもの
- (一財)日本建築防災協会の技術評価を受けたもの
- 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会
「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」によるもの

※参考：(一財)日本建築防災協会及び愛知建築地震災害軽減システム研究協議会はウェブサイトもごさいます。

※他の制度による補助等を受けている場合は、補助対象工事から除かれる場合があります。

(4) 補助対象となる工事費

改修工事について

- 補助金対象工事費は、耐震改修工事に要する費用が対象となります。

必ず『交付決定通知日』以降に契約をしてください。
交付決定通知日より前に、契約及び領収を行っている場合は補助金の対象と認められませんので、ご注意ください。

- 補助金対象工事費は、原則補強工事をするのに必要な最低限の部分の工事費に限られます。

最低限の部分とは？

範囲：原則、壁工事費は当該補強壁部分とします。また、壁、天井・床については、当該補強工事に影響のある範囲の解体復旧工事は付帯工事として対象とします。影響範囲とは改修箇所の両サイド3尺程度です。

工事費：上記範囲内の撤去・処分、補強、現状復旧の経費 →明細書の作成例：P.18

- 上記範囲以外の工事費および住宅の耐震性向上とされない工事は、リフォーム工事扱いとなり、補助対象とはなりません。

改修設計について

- 改修工事のための補強設計にかかる費用が対象です。その他リフォームのための設計費は補助対象外です。

リフォーム工事の例

- ・屋根軽量化・耐震診断上の劣化改善のうち改修後の評点に影響しない屋根の葺き替え
- ・水廻りの工事
- ・ブロック塀の補強工事
(ブロック塀の補強ではなく撤去する場合は、「岡崎市ブロック塀等撤去費補助金」制度があります。補助制度を活用する場合は、別途工事前に申請が必要です。)

補助金額の算定方法

区 分		改修工事費	設計費	
補助率	一般改修	改修工事費の72%以内かつ 上限金額以内	設計費の2/3以内または 改修工事費の8%の金額の 少ない金額かつ上限金額 以内	
	耐震省エ ネ改修	省エネ 基準	一般改修費補助額に上限 300,000円/戸を合わせた額 (※1)	
		ZEH水準	一般改修費補助額に上限 700,000円/戸を合わせた額 (※1)	
	段階的改 修	1段階目	改修工事費の2/3以内かつ 上限金額以内	設計費の2/3以内かつ上限 金額以内
		2段階目	改修工事費の72%以内かつ 上限100-1段階目の補助額	
限度額	一般改修	90万円/戸	10万円/戸	
	段階的改 修	1段階目	50万円/戸	10万円/戸
		2段階目	100万円-1段階目の補助額	

(※1) 詳しくは岡崎市住宅・建築物耐震化事業費補助金交付要綱別表第1を参考

3 事前相談（受付期間：随時受付）

（１）事前相談に要する書類

必須書類

- 事前相談書（様式第1号）
- 耐震診断結果報告書

書式は岡崎市のホームページからダウンロードをしてください。

岡崎市ホームページ「耐震診断・耐震改修補助制度」ページからダウンロード

参考書類（この段階では任意）

- 補強平面図
 - 補強計算の出力データ
 - N値計算表
- 等

交付申請に必要な書類が作成済みであれば、書類の作成方法などの確認を窓口にて事前に行います。この時点での確認は必須ではありませんが、過去に補助金の申請業務を行ったことがない場合は、書類の作成方法をこの時点で確認することをお勧めします。それによって、補助金申請時の書類の修正が少なくなり、交付決定までの期間の短縮につながります。

（２）事前相談時における確認事項

●該当住宅が補助対象の物件であるか

- ・着工された時期が昭和56年5月以前であるか
 - ・申請者の条件を満たしているか
- 等

※詳しくは『2 補助対象住宅、補助申請者、補助対象工事、補助金対象工事』（P.5参照）

●予定工期は適切であるか

交付決定を受けてから工事を開始し、交付申請の翌年2月第一金曜日までに完了実績報告ができるように工事を計画してください。完了報告を上記期限までにできない場合は補助金を取り消すことがありますのでご注意ください。

4 交付申請（受付期間：当選通知受理～R7.11.28）

（1）必要書類

- 木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（様式第2号）
- 木造住宅耐震改修工事（変更）計画書（別紙1）
- 納税証明書

非課税の方は住環境政策課へお問い合わせください。
申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたものが有効。種類は完納証明
取得場所：市役所納税課（東庁舎3階）又は各支所（身分証明書の提出が必要に
なる場合があります。）

- 固定資産税課税明細書・評価証明書及び公課証明書のいずれかの写し

※愛知県住宅センターで診断した建物のみ
取得場所：市役所資産税課（東庁舎3階）

- 木造住宅耐震診断結果報告書の写し

報告書一式の写し（写真も含む）

- 案内図

住宅地図又は1/2500都市計画図

- 平面図

建築士の記名があるもの

- 建物写真

2面以上

- 耐震補強詳細図、その他補強方法を示す図書

特殊な工法により補強を行う場合、基礎補強を行う場合は添付。建築士の記名があるもの

- N値計算表

建築士の記名があるもの。接合部の補強内容を確認。平面図と整合が取れるようにすること

- 補強計算の出力データ

診断プログラム（一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けたもの）によるもの

- 認定工法使用状況

使用した認定工法を記載すること

- 工事見積書（明細を含まない）

対象経費とそれ以外の工事費がわかり、申請日から3ヶ月以内に発行されたもので、工事請負業者の記名・捺印（担当者名、連絡先の記載で代替可）があること

※代理受領制度を活用する場合

申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる「代理受領制度」を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。補助金申請時に併せて代理受領届出書を提出してください。

(2) 申請書作成上の注意

●申請者は適切ですか？

住宅の所有者が亡くなっている場合は、別途書類の提出が必要となる場合がありますので、ご注意ください。『2(2)補助申請者』(P.6 参照)

●固定資産税等岡崎市に納める税金を滞納していませんか？

固定資産税等を滞納している場合は申請できません。
『4(1)交付申請 必要書類』(P.11 参照)

●書類に消せるボールペン・修正液・修正テープを使用していませんか？

理由を問わず消せるボールペンで記載している図書、修正液・修正テープを使用している図書は受付できませんので、ご注意ください。
書類を修正する場合は訂正印を使用してください。

●工期の予定は適切ですか？

補助金の申請書類が全て適切に揃ってから、2週間ほどで交付決定が出ますので、申請日から2週間後以降の日付で開始日を記入してください。(申請書類に不備が多い場合は、訂正を行う分、書類の精査に時間がかかる場合があります)

5 着手届（交付決定日又は着手予定日のいずれか遅い日から20日以内）

（1）必要書類

●木造住宅耐震改修工事費等補助事業着手届（様式第4号）

●耐震改修工事着手の状態が確認できる写真

壁を解体している写真や、耐震のための施工をしている写真等を添付してください。提出は補助金交付決定通知書により通知を受けた日、又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日以内に行ってください。写真は1箇所構いません。

●耐震改修設計の請負契約書の写し

契約日が交付決定後になっているか確認してください。
設計業者は申請時と同じか、契約者は申請者と同じか確認してください。
注文書と請書で契約をする場合は、注文書と請書を提出をしてください。

●耐震改修工事の請負契約書の写し

契約日が交付決定後になっているか確認してください。
施工業者は申請時と同じか、契約者は申請者と同じか確認してください。
注文書と請書で契約をする場合は、注文書と請書を提出をしてください。

6 中間検査

(1) 中間検査について

- 工事に着手してから10日以内に着工届を提出し、工事が進んだら市職員が中間検査を行います。中間検査は電話で予約が取れますので、検査を受ける希望日の1週間前までには予約をお願いします。
- 中間検査の箇所は補強箇所を対象としていますので、検査時には筋かい、柱金物、構造用合板などの補強の状況がわかるようにしてください。（解体した状態や施工箇所を全て塞いだ状態での検査はできませんのでご注意ください。）

構造用合板・筋かいや柱金物等の接合状況・補強部材の施工状況等を確認いたしますので、可能な限り改修壁面を塞がないでください。

- 中間検査は、原則平日に行えるように調整をお願いします。中間検査時は、必ず設計者と施工者で事前に打ち合わせをした上で立会いをしてください。立会いは設計者または建築士の資格を持っている方が行ってください。その際には、建築士の資格の確認等を行う場合があります。

中間検査を実施できない事が無いよう、ご注意ください。

7 変更

(変更承認申請書：変更内容に関する契約日かつ変更内容に着手する日の前日)
(変更届：変更した日から起算して10日を経過する日かつ完了する日)

(1) 変更申請について

- 現場で取り壊しをした状況などにより、設計変更や追加工事、工事期間を延期する必要が生じた場合には、変更部分を施工する前や完了実績報告書の提出期限の前に、住環境政策課へご相談下さい。

交付決定時の工事内容と異なる工事や不適切な工事を行う等で判定値が補助対象工事条件を下回る場合や、工事の着手・完了書類の提出期限を越える場合には補助金が交付できなくなることがあります。

(2) 必要書類

- 変更申請が必要と判断された場合は、すみやかに変更承認申請書・変更届を提出してください。

	補助金の金額の変更を伴う変更がある場合	補助金の金額の変更が伴わない変更がある場合
事例	<ul style="list-style-type: none">・見積金額が変更となり、補助金の額が変更になる場合。	<ul style="list-style-type: none">・工事予定箇所（位置等）が変更となるが、見積金額に変更はない。・追加工事が発生するものの、別契約である。・追加工事が発生し見積金額が変わるが、補助金の額について変更がない。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・変更承認申請書（様式第6号）・（変更）計画書（別紙1）・その他必要となる書類（新しい見積書等）	<ul style="list-style-type: none">・変更届（様式第8号）・（変更）計画書（別紙1）・その他必要となる書類（新しい見積書等）

8 廃止・中止（規程の期日までに提出）

（１）工事の廃止・中止について

なんらかの理由により、工事の廃止・中止が決まった場合には、すみやかに住環境政策課の担当者に連絡をし、補助金廃止（中止）届（様式第10号）を提出してください。

（２）必要書類

- 木造住宅耐震改修工事費等補助事業廃止（中止）届（様式第10号）

9 完了実績報告書（工事完了日から30日以内又は補助申請年度の2月第一金曜日）

必要書類

●木造住宅耐震改修工事費等補助事業完了実績報告書（様式第11号）

申請書に記載のある建築士は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認・署名した上で、工事完了実績報告書を提出してください。
工事完了日から30日以内、または2月第1金曜日のいずれか早い日までに提出してください。

●耐震改修設計に要した費用がわかるもの（明細書等）の写し

申請時に提出した見積書と同額でない場合は変更の手続きが必要です。（詳しくはP.15へ）
明細の発行日は工事が完了した日以降の日付であること

●耐震改修工事に要した費用がわかるもの（明細書等）の写し

申請時に提出した見積書と同額でない場合は変更の手続きが必要です。（詳しくはP.15へ）
明細の発行日は工事が完了した日以降の日付であること

●工事写真（施工方法ごとの施工前、施工中、完了時）

平面図に撮影箇所を記入し、各施工方法につき1セットの施工前、施工中、完了時の写真を撮影すること。また、撮影箇所と同一施工方法の箇所がわかるように平面図へ記載すること
『12 写真の撮り方』参照（P.25～P.30）

●木造住宅耐震改修工事後報告書（別紙2）

●耐震改修設計および耐震改修工事の領収書の写しまたはそれと同等のもの

明細書等の金額が支払われたことがわかるものを提出してください。領収書の宛名は申請者です。領収書が発行されない場合は、請求書と銀行の振込明細の両方を提出してください。
※完了報告時までには支払いができない場合はご相談ください

所得税の特別控除及び固定資産税の特別控除を受けようとする場合

●住宅耐震改修証明申請書

- ・所得税の場合
申請者の条件は、「当該住宅に居住し、その住宅を耐震改修した（耐震改修工事費を支払った）者」となります。条件に合わない場合は申請できません。
詳細については、最寄りの税務署へお尋ねください。
- ・固定資産税の場合（当該住宅にキッチン、玄関、トイレがある場合が対象）
市税事務所への減額措置の申告は、工事完了日から3ヶ月以内に行ってください。
詳細については、岡崎市の資産税課(0564)-23-6106へお尋ねください。

施工業者登録について

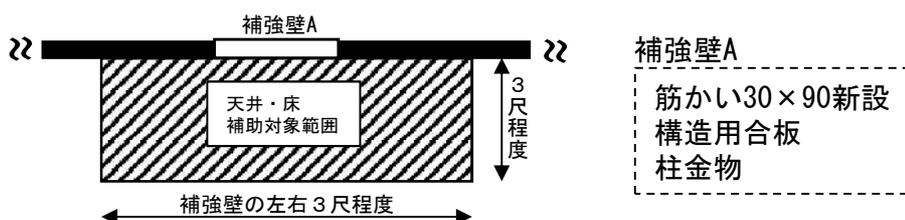
●耐震改修工事施工業者等 登録申請書

登録すると前年度に改修を行った設計者、施工業者の一覧に掲載されます。該当する住宅の規模や改修前、改修後の評点、改修にかかった金額等が岡崎市や愛知県地震対策推進協議会HPに公表されます。

明細書

施工業者等の記名があるものを提出してください。
補助金対象工事費とそれ以外の部分を明確に分けて表記してください。
できるだけ施工箇所ごとに分けて表記してください。

明細書の作成例（補助対象部分）



明細書						
補強壁A						
項目（既設解体等）		数量	単位	単価	金額	備考
筋かい	30×90	1	本	〇〇〇	〇〇〇	
構造用合板	3×6板厚9mm	1	枚	〇〇〇	〇〇〇	
金物	ホールダウン金物	2	個	〇〇〇	△△△	
金物	その他金物	2	個	〇〇〇	△△△	
施工費		1	式	〇〇〇	〇〇〇	
壁解体 （補助対象部分）		1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	
天井、床解体 （補助対象部分）		1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	
壁復旧 （補助対象部分）	クロス仕上げ	1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	
天井、床復旧 （補助対象部分）	フローリング	1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	

10 補助金の請求

(1) 必要書類

●木造住宅耐震改修費補助金支払請求書（様式第13号）

補助金支払請求書（様式第13号）の金額は、訂正印等で訂正ができませんので、ご注意ください。補助金の振込先については、申請者名義の口座としてください。

(2) 補助金の請求の注意事項

●補助金の支払いは、確定通知等の郵送後、4週間程度（年末年始等を挟む場合はもう少しお時間がかかる場合があります。）で指定の口座に振り込まれます。

●代理受領制度を利用する場合

申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことのできる「代理受領制度」を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。代理受領制度を利用する場合、補助金申請時にお知らせください。（詳しくはホームページ掲載「補助金代理受領のご案内」を参照ください。）

1 1 補強計画の考え方

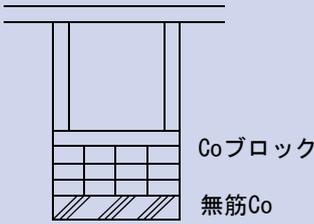
(1) 補強後の耐震性の決定

- 工事費用と補強後の耐震性（判定値1.0 以上や段階的改修の1段階目等）をどの程度にするかという目標設定については、建築主と設計士でよく相談して決定してください。工事開始後の予想外の事態も想定し、目標の評点ギリギリではなく、ある程度余力のある計画をしてください。

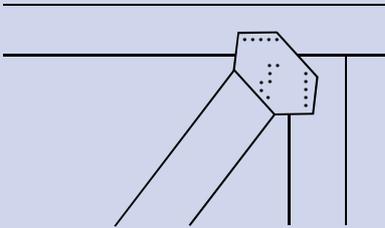
Wee2012 における注意事項

- ・ 一般診断法を採用する場合において、診断時に劣化がある場合は、改修工事において劣化箇所を全て改善したとしても、劣化度による低減係数を1.0 とすることはできません。（最大で0.9です。）
- ・ 土壁は、塗り厚だけでなく、梁まで達しているか、7割以上あるかどうかまで判断してください。
- ・ 有開口壁の耐力は、垂れ壁（高さ360 mm以上）のみを有するものを掃き出し型開口壁、垂れ壁と腰壁と有するものを窓型開口壁（開口高さ600 mm～1200 mm程度）として入力してください。ただし、上下に横架材が無い場合には壁として耐力評価をすることはできません。
- ・ 補強計画時において、「不明」の入力はできません。

(2) 申請時の注意事項

補強箇所	内容
基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室周りなどの基礎の上に、コンクリートブロックがある場合は、壁基準耐力を無視して補強計画を作成してください。 ・基礎の補強をする場合、基礎補強の図面を提出してください。  <p>The diagram shows a cross-section of a foundation. At the bottom is a hatched area labeled '無筋Co' (unreinforced concrete). Above it is a grid of rectangular blocks labeled 'Coブロック' (concrete block). Above the blocks are two vertical lines representing reinforcement bars, and above that is a horizontal line representing the top of the wall or floor slab.</p>
壁	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知建築地震災害軽減システム研究協議会にて評価された工法を使用する場合は、評価シートの写しを添付してください。（評価仕様と異なる計画（施工）は認められません。） ・施工者指定のある工法を使用する場合には、講習受講修了証等を添付してください。 ・天井、床を解体しなくてもよい工法を使用する場合は天井、床の解体、復旧は最小限にしてください。
劣化	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化を改善する場合は、図面に部位と改善方法の記載をしてください。
図面	<ul style="list-style-type: none"> ・図面は凡例表を作成し、平面図には凡例を記入することでその壁の仕様を確認できるように作成してください。 ・耐震に関係のない家具等の記入は避けてください。 ・既設の仕様を変更しない箇所は改修計画の図面に既設の凡例を使用して記入してください。（既設と改修計画と平面図を分けないでください）
申請不備の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容に不備等がある場合、修正が必要となります。指摘させていただいた不備等が修正されずに修正書類を提出され、再度同じ指摘をさせて頂くケースが見受けられますので、ご注意ください。 ・修正内容が多数ある場合、交付決定や補助金の支払い日が遅くなる場合がありますのでご注意ください。

施工箇所	内容
構造用合板	<p>構造用合板はJAS の基準に合格した「構造用合板」に限ります。 ※俗に言うコンパネはJAS 規格外のものもあり、構造用合板とは違います。（コンパネとは、コンクリート型枠用の合板です。耐力要素として評価できず、使用されている接着剤等も住宅用のものではないので、ご注意ください。）</p> <p>大壁入隅等は、受材を用いて張らなければならない場合がありますので、注意してください。施工要領については「木造住宅 低コスト耐震補強の手引き」にしたがってください。</p> <p>構造用合板にコンセント等の開口がある場合の評価は「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」の構造用合板の切り欠き、穴あき（開口・孔）ルールにしたがってください。（耐震補強工事完了後、設備業者が勝手に構造用合板に開口してしまったという事が無いよう、開口種類・位置を計画（把握）しておいてください。）</p> <p>釘は構造用合板にめり込み過ぎないように施工してください。打ちすぎると、地震時に割れの原因となりますので、注意してください。</p>
筋かい	<p>既設の筋かいを利用する場合等、筋かい断面が補強計算どおりあるか、欠損などを確認してください。</p> <p>例：既設の筋かいの断面が、補強計算で予定していた30×90 以上の断面がとれない。</p> <div data-bbox="523 1294 829 1473" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">筋かい断面</p> <p style="text-align: center;">90</p> <p style="text-align: center;">30</p> </div> <p>→30×90 を新設する。もしくは筋かい耐力無しで再計算</p> <p>筋かい金物をかど金物で代用することは不可です。納まりも考慮して必ず筋かいサイズに応じた金物を使用してください。 （※30×90 の筋かいには1.5 倍金物、45×90 の筋かいには2 倍金物等。）</p>

施工箇所	内容
筋かい	<p>ビスは規定されているビスを、既定の本数施工してください。 ※例</p>  <p>柱：5本 梁：5本 筋かい：7本</p> <p>各金物の決められた本数のビスを各部材へ定格に施工してください。</p>
柱金物	<p>「出来ないから施工しない」ではなく、「施工できるものを選んで施工する」ようにしてください。</p> <p>補強計算において「接合部Ⅰ」と評価している補強壁については、柱金物を『平成12年建設省告示第1460号に適合する仕様』にしなければなりません。 N値計算により柱金物を計画していた場合、筋かいの向き、計画変更により柱金物の変更が必要になることがあります。ご注意ください。</p> <p>N値計算の結果、15kN・20kNの柱金物等を施工する場合、柱脚はホルダウン金物等で基礎と緊結するように施工してください。</p> <p>2階が変更になると、直下の1階の金物に変更になることがあるので、注意が必要です。</p>

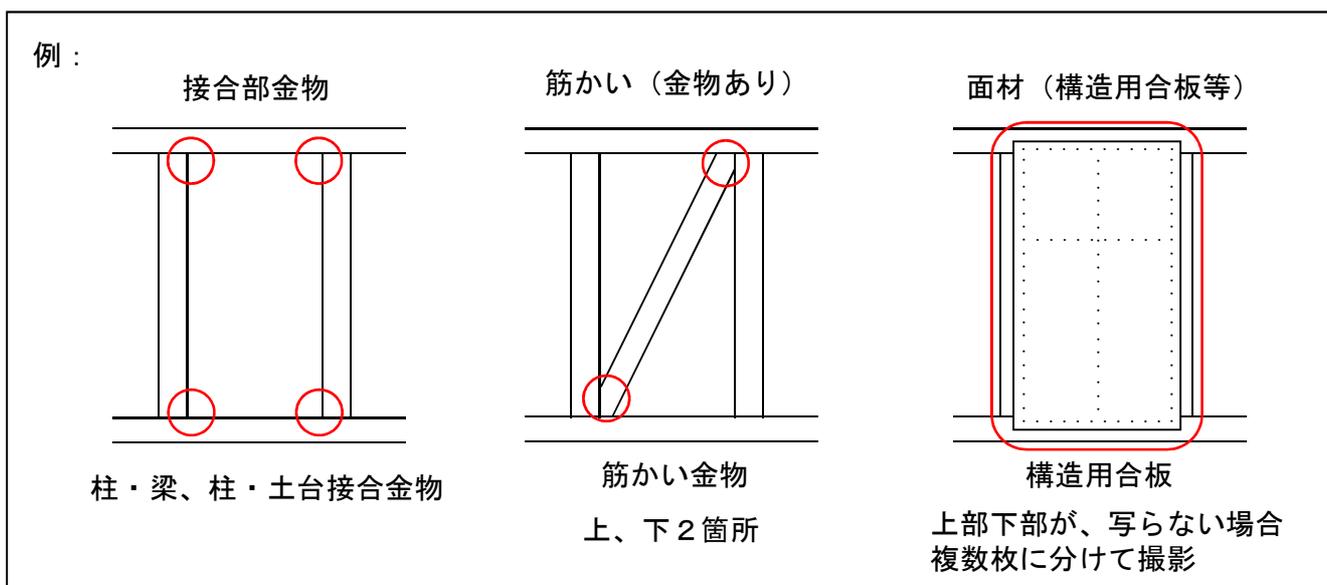
(3) よくある質問

質問	回答
耐震改修証明書は再発行してもらえますか？	原則、再発行は行なっていません。改修後、所得税の特別控除・固定資産税の申告のためお渡しする2部を大切に保管してください。
現在居住していない住宅は補助金の対象ですか？	改修後、当該住宅に居住する場合は申請ができます。（誓約書の提出が必要です）
岡崎市で行った耐震診断と改修計画時の既設の判断を変更したい場合はどうすればいいですか？	再診断を設計士の責任の下で行っていただきます。再診断の値を使用するための報告が必要です。
工事の期間が変更になった場合はどうすればいいですか？	期日までに遅延報告書の提出が必要です。
非課税の場合はどうすればいいですか？	納税証明書が発行されないことを納税課窓口にて確認してください。
領収書の発行がない場合はどうすればいいですか？	領収書がない場合は請求書（振込先等が記載されているもの）、銀行の振込明細（請求書の金額が振り込まれたことが分かるもの）を提出してください。
所有者が申請日以降に亡くなった場合、どうすればいいですか？	木造住宅耐震改修工事費等補助事業承継届（様式第5号）を期日までに提出してください。

1 2 写真の撮り方

(1) 写真の撮り方

補強計算上、耐震性を向上させるために施工する金物・筋かい・壁・劣化改善箇所等は、各施工方法につき1セット撮影してください。



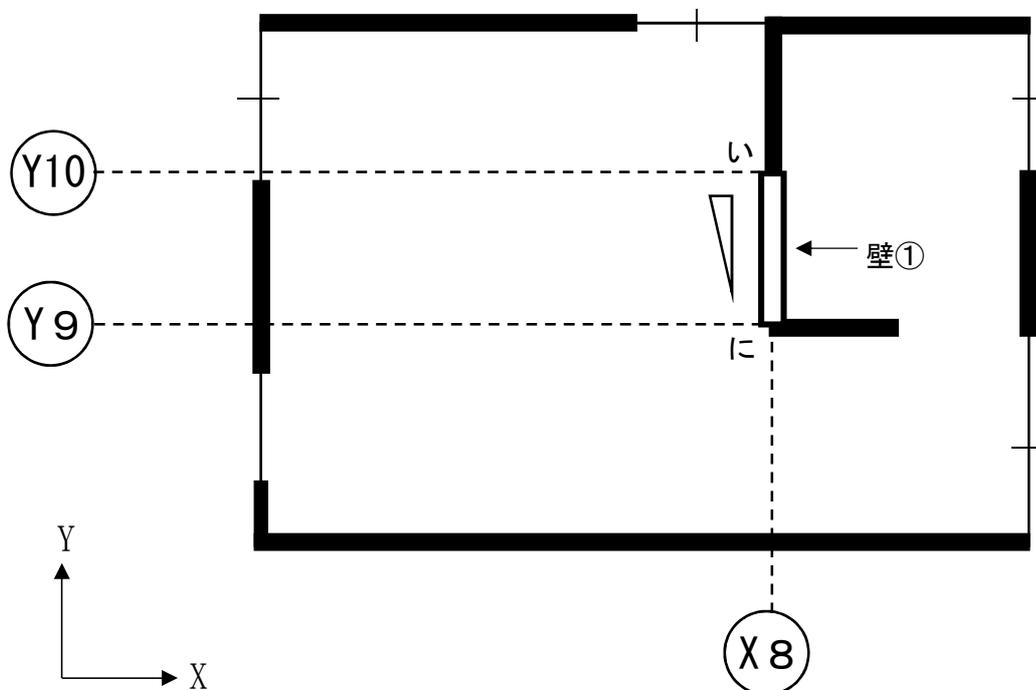
- 筋かい金物や柱金物は柱ビス、梁（土台）ビス、筋かいビスが全て確認できるように撮影してください。（アンカーボルトが必要な金物〔HD 金物等〕は、アンカーボルト等も写るように撮影してください。）
- 新設の構造用合板など面材（PB等も含む）は、補強壁全面を撮影してください。場所の関係で1枚に収まらないときは上半分、下半分など、複数枚に分けて撮影してください。
- 上記面材は、『釘またはビスピッチ』を撮影してください。（全体が写っていれば各面材につき1枚の写真でもかまいませんが、なるべく釘やビスが見えるように撮影してください。複数枚の分割でも可です。）
- 受材を使用する真壁や胴縁仕様・アルミアングル下地などを使用する場合は、下地材の写真も撮影し、添付してください。

(2) 写真の整理

- 平面図等に撮影箇所や撮影箇所と同一施工方法の箇所が分かるように記載してください。
- 撮影時に補強壁・柱ごとに直接番号を書く、またはホワイトボード等を活用して通り名などを写真内に収めて位置を特定しやすく等をする、写真整理の際にどこの写真かわからなくなるといった失敗が少なくなります。
- 写真は必ずカラーで提出してください。（写真にナンバーやページ番号を付けてください。）

(3) 写真の撮り方の例

写真撮影例



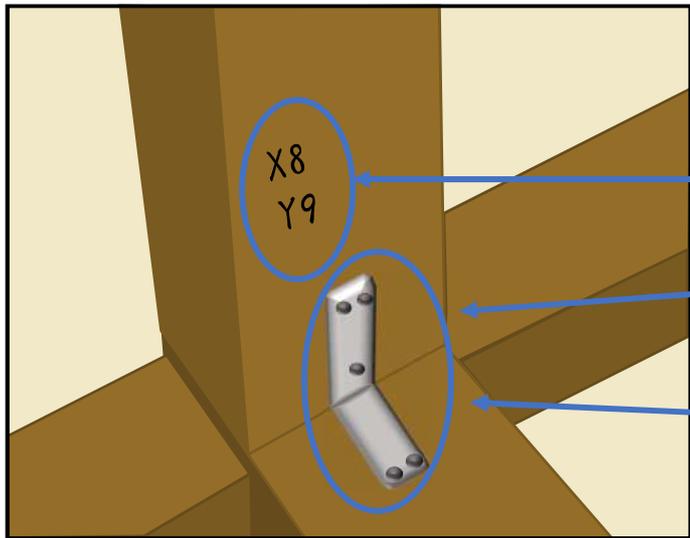
写真撮影例 補強仕様

壁① (X8-Y9~10) の補強

- ・ 柱金物 (N 値計算による接合部 I)
 - い: 「コンパクトコーナー (は)」
 - 「エースプレート (は)」
 - に: 「ハイパースリムⅡ (へ)」(※柱金物は設計者判断により、計算値よりも大きいものを使用する事は問題ありません。)
- ・ 新設筋かい
 - 45×90 シングル (筋かい金物有)(※筋かい金物については、筋かいサイズに応じた金物・ビス (種類・本数) をご使用ください。)
- ・ 構造用合板 (A-111)
 - t = 12mm 釘N50@150 四周間柱打ち

<写真整理のポイント>

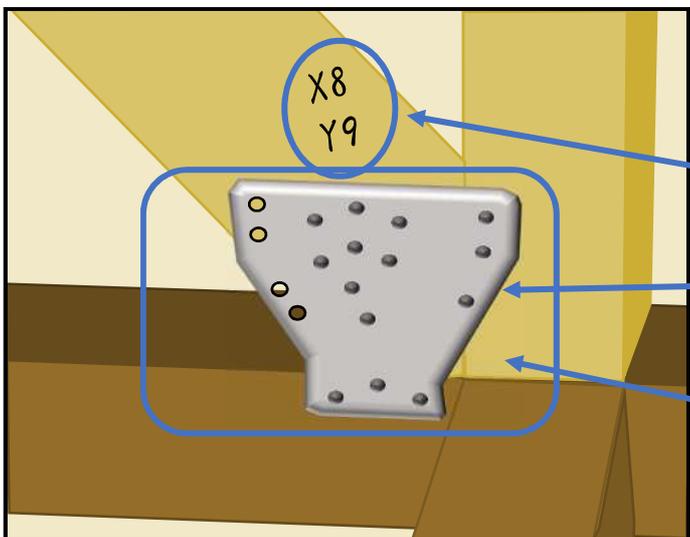
- ・ 写真をまとめる際に写真番号 (No. 1、No. 2…) 等があると、分かりやすくなります。
- ・ 「補強平面図に通名 (X1…、Y1…) を記載する・壁番号 (壁①…) を付ける」等をする、写真と図面の位置が特定しやすくなります。



No. 1 壁① 1階X8-Y9
柱下部金物

<柱金物 撮影等のポイント1>

- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)
- なるべく柱金物のビスの色・本数が確認できるよう、撮影してください。(金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。)
- 写真が小さい・ピンボケしている等の原因でビスが見えない場合がありますので、ご注意ください。

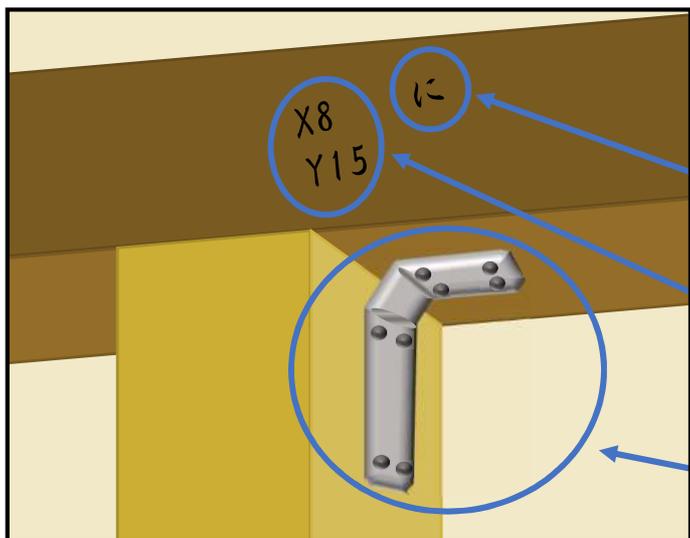


No. 2 壁① 1階X8-Y9
下部筋かい金物

<筋かい金物 撮影等のポイント1>

- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)
- なるべく筋かい金物のビスの色・本数が確認できるよう、撮影してください。(金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。)
- 写真が小さい・ピンボケしている等の原因でビスが見えない場合がありますので、ご注意ください。

※筋かい金物によっては、完成後の写真のみではビスが全て見えないことがあります。必要に応じて、筋かいのビスの施工途中写真と設置後の写真の2回に分ける等を行い、ビスが全て確認出来るようにしてください。

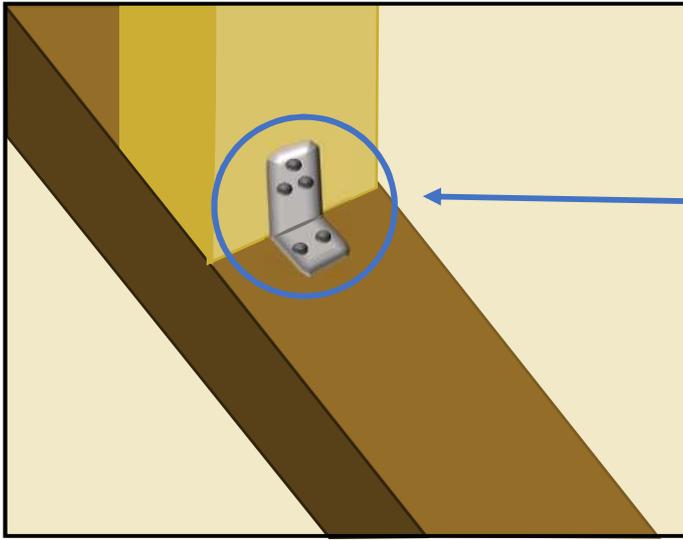


No. 3 壁① 1階X8-Y9
(写真内通名の表記誤記)
柱上部金物

<柱金物 撮影等のポイント2>

- 柱金物の設置の誤りを減らすため、撮影の際に金物記号を入れる方法もあります。
- 仮に通名が間違っていることが後から分かった場合、写真横のコメントに写真内の表示が誤記である事と正しい通名を記載してください。
- 柱金物は対象となる柱の柱頭柱脚両方撮影してください。

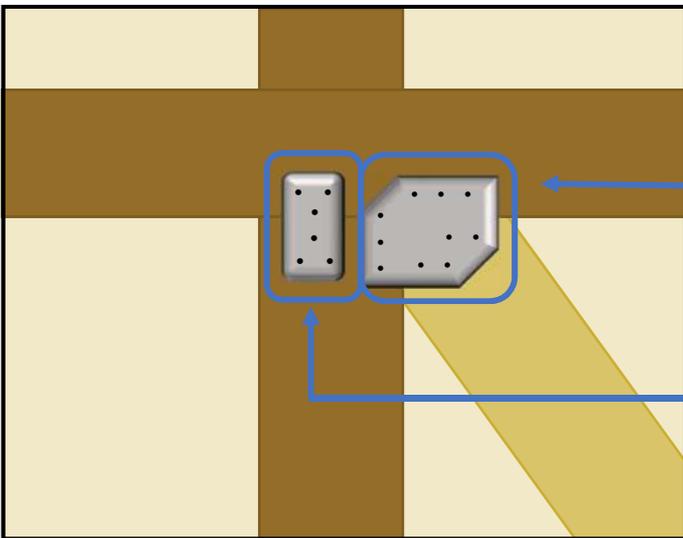
※「通し柱」の場合は、1階の場合は柱脚側、2階の場合は柱頭側のみの撮影でよいですが、写真コメントや平面図等に「通し柱」である事が分かるよう記載してください。



No. 4 壁① 1階X8-Y10
柱下部金物

<柱金物 撮影等のポイント3>

- 施工時の木屑等で、接合部のビスが隠れて見えないことがよくあるため、木屑が多い場合は、撮影前にあらかじめ清掃等を行なってから撮影してください。



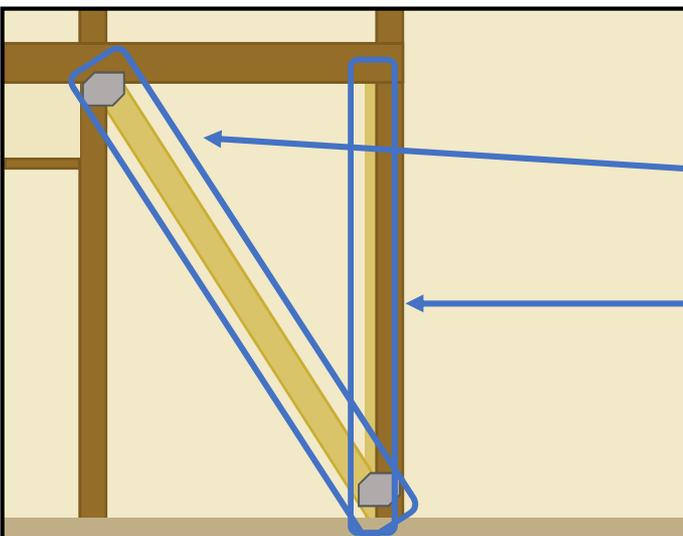
No. 5 壁① 1階X8-Y10
柱上部金物・上部筋かい金物

<筋かい金物 撮影等のポイント1>

- 30×90の筋かいには1.5倍、45×90の筋かいには2.0倍の筋かい金物・ビスを使用して下さい。 (金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工して下さい。)

<柱金物 撮影等のポイント2>

- 金物には、柱側・横架材側の向きがあるものもございますので、ご注意ください。



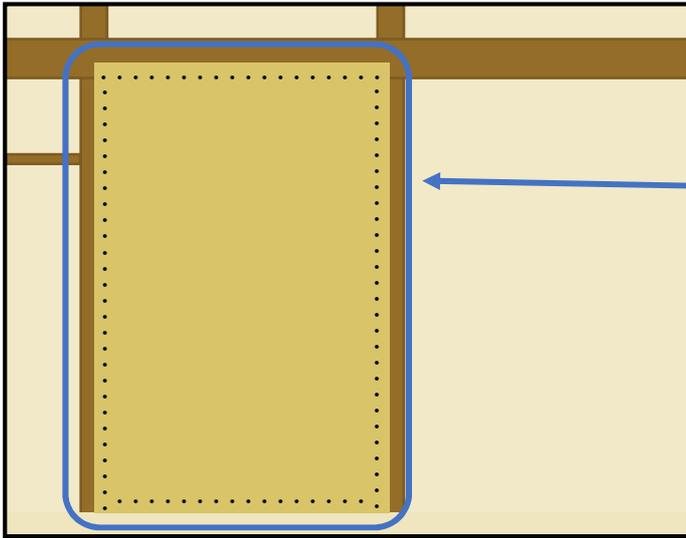
No. 6 壁① 1階X8-Y9~10
筋かい全体・構造用合板下地材

<筋かい 撮影等のポイント>

- 接合部の写真のみでは、筋かいの向きが分からなくなる事がある為、接合部の拡大写真+全体図を撮影する事を推奨します。

<面材 撮影等のポイント1>

- 真壁や勝負のある部材、アルミアングルの受材等の下地材を取付けている場合、面材を設置する前に下地材の写真を撮影してください。

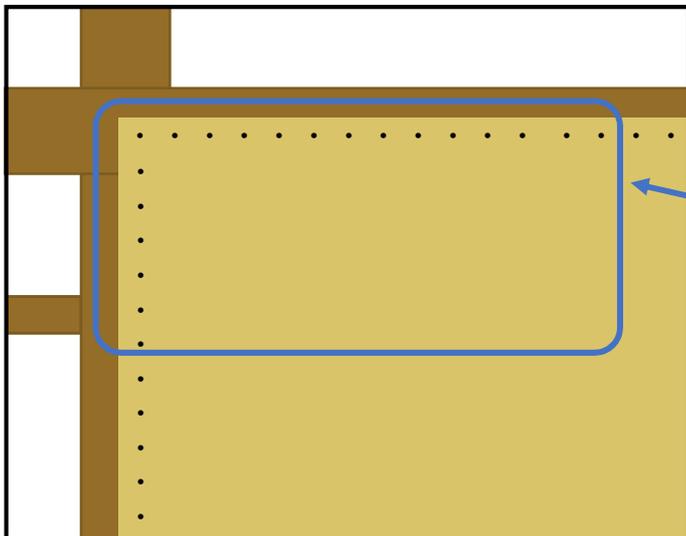


No. 7 壁① 1階X8-Y9~10
構造用合板

<面材 撮影等のポイント2>

- 全体の写真を撮影頂き、壁全体が1枚に入りきらない場合や、釘やビスが見えにくい場合については、2~3分割程度に分けて撮影頂いてもかまいません。なるべく釘やビスが見えるように撮影してください。

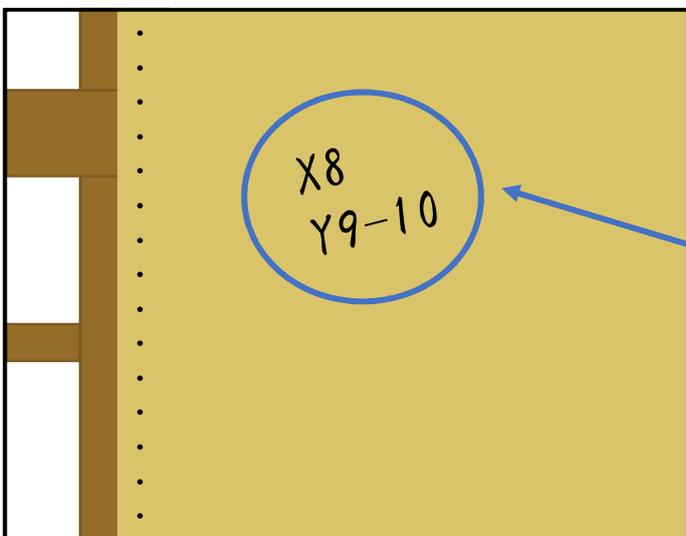
面材写真分割例 (No. 8~10)



No. 8 壁① 1階X8-Y9~10
構造用合板上部

<面材 撮影等のポイント3>

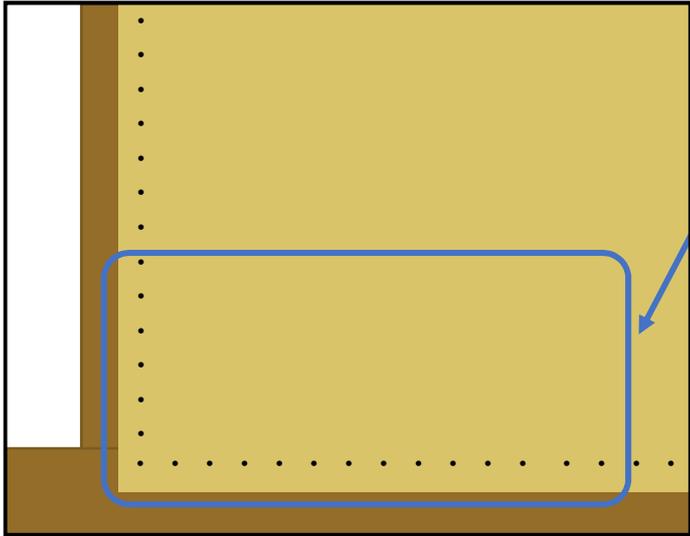
- 特に四周打ちや上下開きの場合、上部の釘やビスの状況、構造用合板等の状況が影などで見えなくなっている事が多いのでご注意ください。



No. 9 壁① 1階X8-Y9~10
構造用合板中央

<面材 撮影等のポイント4>

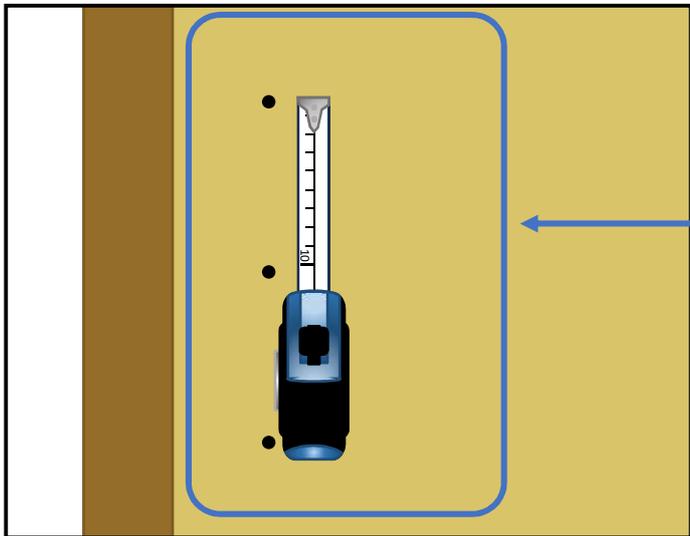
- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通り名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)



No. 10 壁① 1階X8-Y9~10
構造用合板下部

<面材 撮影等のポイント5>

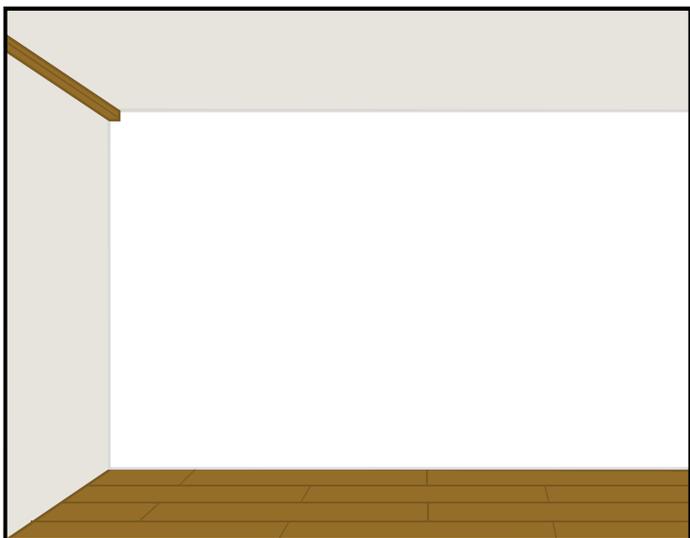
- 特に四周打ちの場合、下部の釘・ビスの状況が床板などで見えなくなっている事が多いので、ご注意ください。



No. 11 壁① 1階X8-Y9~10
構造用合板下ビス間隔

<面材 撮影等のポイント5>

- ビスの間隔が確認できるようにスケール等を当てて写真を撮ってください。



No. 12 壁① 1階X8-Y9~10
仕上げ

<仕上 撮影等のポイント>

- 仕上げを行った時点で写真を撮ってください。
- 荷物がある場合は、なるべく荷物が無い状態で撮影してください。

【問い合わせ先】

岡崎市都市政策部 住環境政策課 住宅施策係

T E L 0564-23-6709

F A X 0564-23-7528

E-mail jukankyo@city.okazaki.lg.jp

R6.4 初版

R7.4 改正

R7.9 改正